

# スポーツ仲裁とスポーツ団体のガバナンスからみたスポーツ法

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事（機構長）

坂 なつこ：スポーツ科学研究室で毎年行っているゲストをお呼びして研究会をするという企画で、今回は法学部の山本和彦先生にお越しいただきました。1時間から1時間半ぐらい先生にお話しただいて、その後、質疑応答としたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、私も自己紹介的なところからですが、法学研究科の山本です。私自身の研究の分野というのは、大学とかで学部とか法科大学院で教えているのは民事訴訟法という裁判手続きについての法律です。裁判手続きというのは、紛争の解決についての法律、もちろん裁判所で行われるものなわけなんですけど、その外側の部分で裁判所じゃないところで行われている紛争の解決というようなものについても興味を持ちまして、われわれの世界ではADRという、Alternative Dispute Resolutionという代替的な紛争解決というふうに総称するのですが、そういうADRの分野にも興味を持って研究をしてきました。

その関係でこのスポーツ仲裁、後でこれがなぜ、どういうことで始まったかということをお話ししたいと思いますけれども、スポーツ仲裁について関わっていた方々からちょっといろいろ手伝ってくれないかみたいなお話がございまして、最初は仲裁人という、実際に紛争を取り扱う、裁判所であれば裁判官みたいな仕事で関わっていました。その後、いろんな経緯があって運営の、アドミニストレーションのほうも手伝ってくれないかという話がありまして、スポーツ仲裁機構というのは現在公益財団法人という形を取っておりまして、その財団法人の理事をやってくれというふうになって理事になり、そして諸般の事情で代表理事

という責任者の立場になったというのが3年ぐらい前ですかね、3年ぐらいそれをやっているということでもあります。

そういう意味では、このスポーツ仲裁の分野というのは、当然のことながらスポーツの分野から入ってこられる方と、仲裁というか紛争解決の分野から入ってくる人間がおりまして、私自身は紛争解決の分野なのでスポーツというのは、スポーツ法、法律関係を取ってもどちらかという素人で、仕事柄勉強をしながらやっではいるんですけども、まだまだ十分ちゃんとは認識できていないところもあって、特にドーピングとかルールも非常に難しいので、私は何回聞いても、説明はしてくれるんですが、いつもそれを聞いて、そうかと思うんだけど忘れちゃうということを繰り返してなんとかやっているということです。

スポーツ仲裁機構は、そうすると、ものすごい大きな組織の長みたいな感じに誤解されることがよくあるんですが全然そんなことはなくて、ほんとに小さな所帯です。常勤的にやってもらっている人、これは実は文科省から、スポーツ行政をやった人に、事務局長的なことでやってもらっていて、その下にいる事務職員っていうのは2人、常勤でいるのは2人ぐらいです。

それで、あとは弁護士さんに非常勤の形で週1回とか2回で来てもらって、特に選手、だいたい申し立てるのは選手側なんですけど、選手側から電話がかかってきたりしたときに、なかなか事務員では対応できないときに弁護士さんに電話を代わってもらっているいろいろな法律的なアドバイスとか、あるいは聞き取りをやってもらうということでも来てもらっているということです。だから、常時事務所にいるのは、ほんとにせいぜい4～5人ぐらいです。

昔は、代々木の体育館ですか、あの中に創設以来あったのですが、耐震工事が何かするという事で追い出されて、今は秩父宮ラグビー場の隣に半分バラック建ててみたいなJSC(スポーツ振興センター)ですかね。

そこに今は移っておりまして、2年後ぐらいにもう少しいい建物に入れてもらえる約束になっているということです。いずれにしろ、そういう非常に小規模な組織ではあります。

今日は、その私が関与している仲裁機構の活動を通じてスポーツ仲裁、あるいは、そのもう少し延長線上にあるスポーツ団体のガバナンス、これは、われわれが文科省から委託を受けてフェアプレーガイドラインというのを、これを2年、3年ぐらい前ですかね、作ったのですが、そういったようなものについて若干話題提供をできればということです。

まず最初に、スポーツ仲裁の意義というふうに書いてあります。この日本スポーツ仲裁機構ができた経緯としては、これは世界的な機関として、皆さんご存じだと思いますがCASというのがあるわけですね。Court of Arbitration for Sportでしたっけ、っていうのがあって、これはかなり前からスイスにあるわけですけども、それで日本でもつくる必要があるんじゃないかという議論を、いろんな不祥事とかが起きた関係でJOCとか体協とかそういうところで研究会みたいなのがつくられている。これが1998年とか9年ぐらいの段階だったと思うんですが。

そのときに、ちょうど千葉すずさんの事件というのが起こったんですね。で、シドニーオリンピックだったと思いますけど、非常にいい成績を選考会で収めたのに、なぜか代表には選ばれなかったということで、彼女はそれ非常に不満を持ったわけですが、日本には当時、その紛争を取り扱う機関がなかったのですね。じゃあ、裁判所にこの訴え、つまり自分をシドニーオリンピック日本代表にしろっていうことを裁判所に訴えられるかっていうと、これは私の専門の分野なんですけど、一般的な理解は、やっぱりそれは難しいと。裁判所

は法律で解決できる権利・義務関係の紛争しか扱わないというふうになっておりまして、これは、そもそも権利・義務関係の紛争なのかということが問題なんですけどね。

オリンピック代表というものすごいことなんですけど、しかし法律的に見れば、その辺でやっている町内会の運動会に出られるかみたいな話とどうやって区別するのかという、これはなかなか区別が難しい。そうすると、そんなものを全部裁判所が引き受けるのかという話になって、裁判所は基本的にはそれを受け付けませんというのが今の通説的な日本の考え方なんですけどね。そうすると、裁判所に訴えることもできないと。結局、千葉さんはCASに訴えたわけですね。最終的にCASでは負けたわけですけども、ただ日本の水連のやり方も問題だということで、費用は水連に支払わせるというのが最終的にCASの裁定だったわけですよ。

これを契機として、選手側はやっぱりそんないちいちCASとかに行かないといけないというのでは大変だということであり、スポーツ団体側も意外にこの千葉すずさんの件というのは肯定的に評価して、それで、いわばめ事が全部解決された。やっぱりそうじゃないと、ずっと続いたんじゃないかと。だから、CASでそういう裁定が出たのはいいことだという認識がスポーツ界の側にもできて。やっぱり、じゃあ日本でもつくろうという機運がかなり高まったんですね。で、実際にできたのは2003年とか4年ぐらいからだったと思いますけれども、このスポーツ仲裁機構が発足したと、そういうような経緯をたどっています。

そういう意味では、このスポーツ仲裁の目的というのは、1つは、裁判代替性というふうに書いていますが、裁判がやっぱりできない、さっき言ったようなものだとできないような紛争もスポーツ関係の紛争というのは多くあると。それに代わって、裁判に代わってその紛争を解決するというシステムが社会においてやはり必要だろうというのが1つあります。

それから、仮に裁判ができるような紛争。例えば、スポーツ団体から一定の処分を受けたりするような場合には、その処分を争うというのは裁判でもできる場合というのがあります。前にお相撲さんで八百長をしたかなんかで首になった人が、蒼国来ですかね、中国人の人がいましたけれど、あの人は裁判に訴えたんですね。で、裁判に訴えて勝って、それで戻ってきた。

**岡本純也**：蒼国来は今場所（2018年「一月場所」）も出てますね。

**山本**：そうですね。で、裁判できるものもあることはあるんです。でも、やっぱり裁判に訴えるっていうのはもちろん大変なことなので、お金もかかれば時間もかかるし、手間もかかるということで、やはりもっと簡単に解決できる、あるいは早く解決できるっていうものがあったほうがいいであろうと。これがADRの優位性という、やや分かりにくい言葉で書いてありますが、そういう裁判所じゃなくて裁判の外で問題を解決するっていうことが優れている場合というのがあります。

後でもお話ししますように、われわれのところに出てくる紛争というのは、しばしば緊急性が必要がある場合があるんですね。もう3日後ぐらいに大会がありますと。3日後に出たいと。これ裁判所に行けば、そんなやってくれませんから、裁判をやってる間にもう大会が終わっちゃって出れないままになっちゃうわけですよ。われわれのところは、そういうふうに言われたら、もう2日後にヒアリングを開いて、もうそこで判断するということをほんとにやってるんですね。緊急仲裁という手続きを作って。そういう意味で、やっぱり小回りが利くというか、裁判所はなかなかそんなふうにはいきませんので。そういう意味では、やっぱりメリットがあると。

最後に、このスポーツ界における法の支配という、これまた安倍総理じゃないですけど、ルールオブローという、われわれ法律家が使う好きな言葉ですけど。千葉すずさんの事件は、まさにそう

だったと思うんですけど、結構ルール、当時はオリンピックの出場のルールって非常にアバウトで、一応選考会やっていて、千葉さんはそのA標準とかという一番いい基準をクリアして、しかも優勝したんですね。それでも出られないという。じゃあ、どうすりゃ出られるんだっていう世界のお話だったんですね。基本的には、もう結局水連の最終的には裁量的判断であったと。

まあ、柔道も比較的最近、優勝しても世界では通用しないと言われて、準優勝の人が代表になったりとか、そういうケースがあったわけですね。これは、法と言うとあれですが、要するにルールの支配という意味では、やっぱり問題が大きいということで、そういう紛争解決をするっていうのは、個々の選手とスポーツ団体との間のもめ事を解決するというわけですが、それをすることによってルールが支配するような世界をスポーツ界にも広げていく必要があるのではないかという認識でした。

現に千葉さんの事件があった後、その影響かどうか分かりませんが、最近では特に水泳なんかは非常に透明な選抜システムになっていますよね。もうレースが終わった瞬間に誰が代表になるかが決まるというようなシステムになっているわけで、あれは、われわれから見ると法の支配ということで、それはやっぱり、この仲裁というものが一つの機能を果たしたんじゃないかということで、そういうものをスポーツ界に浸透させることができるといのが、われわれスポーツ仲裁機構の一つの存在理由でもあるということです。

次に、スポーツ仲裁の特徴というふうに書いていますが、1つは判例法ということで、要するに事前に判断をする基準が法律で決まっているわけではないということなんですね。法律は全然スポーツについては関心を示していなくて、スポーツプロパーの法律というのがあるわけではないので、結局、特にわれわれの機構の最初の段階は手探りの状態で、どういう形でスポーツ団体がした処分なり決定なりを審査すればいいのかっていうことがよく分からなかったところがあったんですね。それを仲裁人がみんな議論をしながら一定の

ルールを定めて、それが徐々にリファインされながら定着していった。そういう形で現在は比較的、後で若干実例を紹介しますが、確固としたルールに基づいて判断するという形が出来上がってきているということで、ある意味では仲裁人が選手側、スポーツ団体側の意見を聞きながら手作りでルールを作ってきた。もちろんCASにもそういうような一定のルールがありますから、そういう世界的なグローバルなルールも参照しながら、そういうものをつくり上げてきたということがあるということです。

それから、次は行政訴訟、これもあれですけども、これはすいません、先ほどご紹介いただいた法科大学院でやった講義のをそのまま持ってきたので、法科大学院生向けのレジュメになっちゃっているのだから分りにくいことになっているのですが。

われわれの扱う訴訟で、民事の訴訟っていう民間の争いと、民間と行政との間、これは行政訴訟と言うのですが、それがあって、このスポーツ仲裁というの、どちらかといえば行政的なところ、つまりどっちかという力関係に違いがあって、ある意味では常に定型的に選手側が弱い立場に立っていて、スポーツ団体側は非常に強い立場に立って、そのスポーツ団体のいわば一存でいるんなことが決まる形になっていて、選手側はそれに対して不服を申し立てるという構造になっている。普通の民間同士の契約の争いとかというのはかなり争いとしても性質は違うというので、そういう行政的な争いみたいな特徴があって、そもそも弱い立場の選手というのをどういう形で救済するのかということを考える必要があるということです。

ですので、われわれの機構は申立費用というのは非常に安いんですね。もうちょっと取ったらどうかっていう議論があって、私のような経営者の立場から言うとそうなんです、今1件5万4,000円でやっています。消費税込みです。だから実費5万ですね。ですから、実は件数をやればやるほど赤字になってるんです。赤字になっていて、い

ろんなところから援助を受けながら、特に今はtotoの助成金っていうのをわれわれはもらえるようになっていて、totoの売り上げが増えればわれわれも非常にハッピーなんですけれど、赤字が出た分は補填(ほとん)してもらってやるということになっています。

で、この手数料の引き上げという議論は常に出るんですけども、やっぱり選手側のアクセス、われわれに対するアクセスを考えると、これを引き上げてしまうと、なかなか申し立てにちゅうちょしてしまう。今でも私はやっぱり泣き寝入りになっている事案が多いんじゃないかと思うんですけども、手数料を引き上げれば、さらにそういうことになる可能性がある。ですから、かなり痩せ我慢的なんですけどこれで、創設以来ずっとこの5万円というので、消費税分の値上げはしましたけれど、それで頑張っているということです。

それから最後に、この自動応諾条項というの、これがわれわれの機構の大きな特徴です。仲裁というのは基本的には合意による紛争解決で、両方の当事者が誰か仲裁人に自分たちの紛争を解決してもらいたい。この人の判断にもう従います。全部預けますという合意をするということがまず前提なんですね。裁判所みたいに勝手にどちらかが申し立てれば相手方が巻き込まれるという形ではなくて、必ず合意が必要だというのは大原則なんです。でも、そうすると選手側が申し立てても競技団体側が、「いや、応じないよ、うちはやるつもりはありません」と言われれば、もうなすすべはないという状況で、当初は実はそういうケースが相当数あったんですけども、これは、今までこの機構に関わった人たちの努力の中で、それではいけないということで、スポーツ団体の側に選手から申し立てがあれば、必ずスポーツ仲裁機構の仲裁に応じますということをあらかじめ約束させるという運動をやるようになりました。

われわれの機構には理事としてJOCとか日体協とか障害者スポーツの代表の方に来ていただいていますので、そういう代表の方々からも働き掛けをしていただいて多くの団体からこの自動応諾

というのを徐々にとるということをやっています。現在の採択状況は後でお話ししますが、かなりこれは普及してきました。その結果として、選手側が申し立てれば必ず団体側は応じなければならない。応じると事前に約束をしていますので自動的に手続きを開始することができるということになって、選手側から見れば非常に実効性が高いといえますか、そこに行けば必ず解決してもらえるということを保証する。これが、このスポーツ仲裁の非常に大きな特徴で、ほかにも日本には仲裁という制度は幾つかありますけれども、ほかではない大きな特色で、選手側から見れば、もうある意味裁判と同じ、訴えれば必ず相手を引きずり出せると言うのとあれですけども、そういう形に今はなっているということです。

スポーツ仲裁のメリットですが、これは今までお話ししたところと重なるわけですが、廉価であると。先ほどの5万4,000円ということになっていますし、それから申し立ての代理人の報酬、弁護士の費用というのが別にかかるわけですが、これについても、貧しい人に対しては資金援助をします。1人30万円までですけども、これも別のところからお金をもらって、そういう事業もやっています。ですから、そういう意味で資力のない人は5万4,000円さえ払えば、弁護士さんも30万円以内でやってくれる弁護士さんが見つければ、それ以上はもう費用がかからないでわれわれの仲裁を受けられると。

これは、弁護士の費用負担というのは、実は競技団体側にも適用されています。競技団体側も実は障害者スポーツなんかは、ほんとにお金がないところが結構あるようです。ですから、競技団体からも実際に申し立てがあつて、弁護士費用を払ったこともあります。ですから、これは両方に適用されるということになっています。

それから、迅速性というのは先ほどお話ししたとおりで、ほんとに2日、3日とかついていうのでやることもあると。

専門性ということで、これは仲裁人の候補者名簿というのをわれわれが作ってまして、これは、

弁護士とか大学の先生とか専門家を中心を作っていますし、それからスポーツ仲裁法研究会というのを年2～3回開いていて、そこにこの仲裁人候補の方に来ていただいて研修的なこともやっています、そういう専門性を磨いてもらうということですよ。

皆さん、ご存じかもしれませんが、スポーツを専門にする弁護士というのは、まだ日本ではそんなに多くはありません。私がさっきの講演でも非常に強調したんですが、法科大学院ができて弁護士の数が増え始めてきて、それから若い人でスポーツを専門にする人というのがだいぶ今出てきています。ただ、まだ仕事としてペイするというのはなかなか難しいようで、ボランティアベースになることはかなり多いんですけども。

ただ、われわれの活動に対しても若い人たちがかなり積極的に協力してくれる人が増えてきています。今日は資料として配っていただいた、この「仲裁とADR」を書いている、この杉山翔一さんという弁護士ですね。これは、われわれのところで仲裁調停専門員、さっき言ったみたいに週に何回か来てもらって電話とかとってもらって仕事をやってもらっている人ですけど、これまた弁護士をたぶん10年はやっていない若い人ですが、非常に熱心に取り組んでいただいている、やはり将来的にはスポーツの分野を自分の仕事の中心にしていきたいというので、協力をしてもらっている。こういう弁護士さんが何人もいて、将来的にはそういう人たちが多くなっていけばいいなと。そうすると、専門性というのをもさらに高めることができるということです。

それから最後、公開性というふうに書いていますけれども、われわれは仲裁判断は全て公開をしています。もちろん名前とかは匿名にしていますが、今日幾つか例としてお配りいただいていますけれども、判断内容は全て公開です。全件公開をしていると。これは、先ほどお話しした法の支配ということと関係しているわけですし、こういうものを全部公開することによって、こういうルールで紛争解決をわれわれはしているんですという

ことを明らかにして、スポーツ界もそれに基づいて自分たちでルールを作っていくってほしいということを目的にしていますので、できるだけ公開をするということをやっています。

仲裁判断をするたびに、必ず機構長が記者会見をやるという、私は判断が出るたびに岸記念会館に記者室っていうのがありますが、あそこに行つて必ず記者会見をやっています。ただ、大きな事件、オリンピックとかが関係すると別なんですけれども、そうじゃないような事件はほとんど関心がなくて、何か質問ありませんかって言っても、ほとんど質問はないということなんです。後でお話するドーピングの事案は、これは私が機構長になって初めてものすごい関心が強かったですね。それも普通はスポーツ新聞の記者からの質問なんですけど、結構NHKとか朝日新聞とかの記者も積極的に質問して、1時間以上質疑応答をやつて、これはやっぱりドーピングっていうのは関心が全然違うなという印象を持ちました。そうやって社会的にもできるだけ取り上げてもらおうというような活動もやっています。

それで、次にスポーツ仲裁活動ということですが、この2のところについては今お話しした杉山さんが非常にコンパクトにまとめていただいているので、これをみていただければと思います。いろんな活動をやっているのですが、紛争解決手続きというのは、今お話ししたスポーツ仲裁というのは最も大きいんですけども、それ以外にもいろいろやっています。これが45ページです、この杉山さんの論文の45ページで、表みたいになっていますけれども、(1)～(6)までの活動がありまして、(1)のスポーツ仲裁というのは今日主として取り上げるものですが、代表選考とか競技団体側のいろんな処分に対して不服を申し立てると。これは、われわれの中心的な活動ということになります。

ただ、それ以外にも(2)のスポーツ調停というのは、これは選手側とスポーツ団体側の仲裁という判断をするわけじゃなくて、話し合いで解決するというもので、この話し合いを仲介する調停

人というのを選んで、その人に話し合いを仲介してもらおう。最後は和解で解決をするというタイプのこともやっています。

それから、(3)でドーピング仲裁ということで、これはドーピング関係の紛争を取り扱うということです。ご承知かと思いますが、日本の場合はドーピングになった場合には、アンチ・ドーピング規律パネルというのがまず第一次的な判断をします。これは、従来はJADAの下にあったんですが、今はJSCのほうに移管したんじゃないかと思えますけれども。そこが第一次的な判断をして、それに不服があった場合にわれわれのところに来るということです。だから、われわれのところは、どっちかというとな服申し立ての上訴機関として機能をしているということになります。

(6)にLPGAドーピング仲裁とあるのは、先ほど話したように女子プロゴルフ協会から別にお金をもらっていますので、手続きとしては一応別になっているということです。しかし、基本的にはドーピングの紛争で同じ、ドーピング仲裁と同じことなんですけど、これは、しかし先ほどお話ししたようなことで、実際には1件も今までありません。

それから、(4)の特定仲裁合意って、これは分かりにくいんですが、スポーツ仲裁じゃないような紛争についても仲裁をしますよというものです。主として念頭に置いているのは、例えば契約金とか報酬をめぐる選手とそのチームとの間の紛争とか、そういうようなものを取り扱う。スポーツ仲裁のほうは、競技団体が何か処分したり代表選考したりと、そういう場合の紛争処理です。それに対して、これはどちらかといえばさっきの行政訴訟に対して、民事訴訟的な紛争ですね。それも、例えばJリーグの選手とかプロ野球の選手とかとチーム・球団の間の報酬とか契約金をめぐる紛争とか、そういうのも扱えないかと。これは端的に言えば、もっとお金が取れるんじゃないかと、そういうものを扱えばですね。そういうことを考えて、これはだから申立料金とか、これは高くなるんで、これをやってもらうと、われわれとしてはすごくハッピーだということなんですけど、ただ、

残念ながらこれはあまりありません。申し立てはあつたりするのですが、相手方がやっぱりなかなか応じてくれないんですね。先ほどお話しした自動応諾条項というのは、これには適用ありませんので、ほんとに相手方も応じてくれないと仲裁成立はしないんですね。それは、なかなか難しく、たぶん最終的に仲裁判断まで行ったのはまだ1件もないんじゃないかと思えますけれど、将来的にはできれば、私も経営者的立場から言うと、こういう方向に進出していききたいというふうに考えているということです。

それで、スポーツ仲裁の関係では先ほど申し上げた自動応諾条項というのが非常に重要なんですが、これが46ページの表4というところで、昨年の1月段階でのスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況というのが出ています。一番上の段は、JOCとか日体協とか障がい者スポーツ協会それぞれ自体ですから、これは当然採択をいただいているんですが、その下のJOC加盟・準加盟団体、これは基本的にはJOCです。オリンピック競技の団体ということになります。ここが中心、中核的なスポーツということになるんですけれども。ここで、この時点で一番右側を見ていただくと採択率は79%ということで、だいたい80%。今は若干増えて80%を超えましたけれども、まあ8割ぐらいのところまで採択していただいている。これも昔は5割とか、それぐらいまでしかいってなかったんですが、だんだんだんだん努力でいろんなところに入ってもらって、ようやくここまで来た。

主要なところは、ほぼと言ってもいいですが、入っていただいているということですが、現在われわれの最大のターゲットはサッカーです。これ、サッカーが入ってくれないですね。これは、どうも相当交渉したんですけど、どうもFIFAとの関係があるようで、FIFAの規定では問題があったときには、基本的にはCASに行くというのがどうも基本的なルールになっているようで、われわれがCASと連携を取ってやればなんとかなるんじゃないかとか、いろんなやりとりをしながら説

得をしているところなんですけれども、なかなか同意いただけないというのが現状です。

かつて、我那覇さんという人がドーピングで問題になったわけですが、それもやっぱりCASに行ったんですね、最後は。Jリーグとかの人であればCASに行くという、それでも負担は大きいと思いますが、可能だと思うんですが、しかし全てそうなので、結局中学、高校とかのサッカー選手とかも何かあればCASに行くというのは全然不可能なわけなので、例えば、だからJリーグは切り離してとか、いろんな交渉をしているところなんですけれども、なかなかそこが難しく、今の段階ではまだ入っていただけてないということです。

その下、日体協とかだと一番右で40%ぐらい、都道府県体協で46%ぐらい、これ最近かなり増えてきてるのですが、一番の課題は一番下の日本障がい者スポーツ協会の加盟・準加盟団体ということで、これは18%なんですね。まだほとんど入っていただけてない。これは、確かにお話を聞くとほんとに事務所はどこにあるんですかっていったら、誰かの自宅になっているとか、そういうような世界。それから、どちらかといえばスポーツというよりは健康のため、あるいはリハビリとか、そういうところと非常に結びついていて、紛争解決ということはなんか、そもそも念頭にないみたいなどころもありまして、これはなかなか普及は進まないというところがあります。でも、2020年のパラリンピックもありますので、かなりそれで振興のための予算とかも出てきていますので、やはり考えていかなければいけないということで、いろんなルートでわれわれも説得をして、少しずつ加盟していただくところを増やしているということです。

実際の紛争では、結構この障害者の紛争といのは来ます。相談も来ますし、実際の事件でも障害者の事件というのはかなり、実際に件数はあります。そういう意味では、この自動応諾を障害者のほうでも進めていっていただきたいということがあります。

そのほかの活動としては、いろいろ広報活動なんかもやっています。これは国体が開かれるたびにわれわれの事務局員を送り込んで、そこでブースを開いて、こういうスポーツ仲裁というものがあるんですと。そもそも知らない人が大多数なんで、選手とか。選手から申し立ててもらわないと始まりませんので、こういうのがあるんですという広報活動、これはJADAなんかと一緒にアンチ・ドーピングなんかと一緒にそういう啓蒙(けいもう)活動と言うんですかね、かなり熱心に。競技団体側にもかなり働き掛けて、いろんな機会にやっています。

それから、研究の活動とかもやっています。先ほども申し上げたスポーツ法研究会みたいなのも開いていますし、先ほどの杉山さんもそうなんです。海外派遣事業というのを文部科学省から受託して、年に1人か2人、海外に人を派遣して、そこで研修してきてもらおうと。海外のスポーツ仲裁関係のところの人に人を送って、そこで勉強してきてもらおうと。で、帰ってきて日本のわれわれの活動に生かすというようなことをやっています。今までイギリスにも行った人、アメリカに行った人もいますし、フランス、それからスイス、いろんなところに行ってもらって海外の状況を見ていただいているということがあります。

それから、コンプライアンス支援事業というふうに書きましたけれども、これは比較的最近始めたんですが、一番最後のお話、このフェアプレーガイドラインというものに関して、仲裁をやっていると非常に多くの人を感じるの、スポーツ団体の紛争が起こる根源的な問題としては、やっぱり団体側のコンプライアンスがそもそもないといえますか、コンプライアンスっていうのはないも同然みたいな、まあ最近の大相撲なんかを見ててもほんとにそう思いますけれど。これ、普通の会社でこんなことが通用するのかわたいたなことでも、スポーツ団体では比較的そういうのでずっと行われてきていると。その結果としていろんな紛争が出てきているという面がありますので、われわれとしては紛争を解決するということ

はもちろんですが、やはり一番いいのは予防する、紛争が出てくる前に予防するっていうのが一番いいので、このスポーツ団体のコンプライアンスというところに取り組んでみようということで現在そういう活動も行っています。

以上、概略をお話ししましたが、若干具体例として、仲裁ってどういうことなのかということなんです。これは杉山さんのペーパーだと51ページ以下に、これまでスポーツ仲裁機構で扱った、この書かれた時点までの全ての事件じゃないかと思うんですけども、それがどういう事件だったかということが挙がっています。

大きくは、51ページの表7は代表選手の選考紛争ということで、いろんな競技会に代表を派遣する場合のスポーツ団体の決定に対する不服の申し立てというものが問題になったケースであります。

それから、52ページの表8が不利益処分ということで、団体から競技者が不利益な処分を受けたと、資格停止処分とか除名処分、代表選考対象から除外されたとか、代表内定決定の取り消しとか。ちなみに、この10番の事件を見ていただくと、仲裁人が私になっています。これは、まだ当時仲裁をやっていた時代の事件で、これは私も今も鮮明にこの事件は覚えていますけれども。お子さんの事件だったんですが、これ、セーリングのヨットの。そういう事件を取り扱ったこともあるということです。

大きくは、この2つ、つまり代表選考と不利益処分というのが中心的なもので、あとドーピング紛争ということで、これが54ページの表の12がドーピング仲裁の事案ということで、そんなにこれは多くないわけですね。やっぱり、日本ではそんなにドーピングっていうのは起きていないということだと思います。

ちょっと具体的にということで、資料として配布していただいているものとして3つの事件を取り上げています。まず、AP2016001というの、これは符合としてはAPというのがスポーツ仲裁という意味で、2016というのは2016年に受けた

事件。で、001というのは2016年の何番目に受けた事件かということで、これは要するに2016年の一番最初に受けた事件という意味ですが。自転車の事件で、事案はオリンピックの選考競技会の直前に当該選手を選考から外すという決定を自転車競技連盟がしたということに対して、外された選手が不服を申し立てたという事案です。2016年6月25日にこの選考会があったわけですが、この決定自体は6月3日にされて、6月6日に通知されているということで、ほんとに直前に決定がされた。それに対して不服申し立てされてきたのは、これよりさらに後ですから、実際はもう選考会の数日前にこの申し立てがされた事件だったんですね。これは結局緊急仲裁というふうに、先ほど申し上げたような緊急で取り扱うという形にしました。実際には、その競技会の前日、6月24日に決定がされています。

で、事案自体は何でそういう制裁を受けたかという、2枚目の第6本件スポーツ仲裁パネルの判断と書かれているところの1、争点①についての(1)で申立人の主張というのを見ていただきますと、被申立人つまり自転車連盟の処分の理由がそこに書かれているわけですが、1として日本チーム4名全員が集団の前方でまとまって走り、他のチームがアタックを仕掛けた場合には申立人がアタックつぶしを行うという指示に反した。これは、当該競技会よりも前にあったレースの中でのことが問題になっているわけですが、要するに指示に反した。その指示っていうのは、この2に書かれてある日本チームのエースであるB選手、別の選手を優勝させる、あるいは、その選手に多くのポイントを獲得させるという方針でそういう指示がされたのに、それに反したということが理由とされています。

私も最初はびっくりしたんですよ。これは、競技は個人競技なんですよ、自転車の。別にチームの競技じゃないんですけど、どうもこういうチームの戦略みたいなものがあるらしいんですよ。そのエースに多くのポイントを上げさせるために周りの人、同じ日本チームの周りの選手が協

力するっていう、そういうことみたいで、その指示に反したということでオリンピックの代表選考会に出られないという処分がされた。それに対して、この申立人は不服を申し立ててわれわれのところに来たということです。

最終的な仲裁パネルの判断としては、これはまず指示があったという点については、これが2枚目の裏のところを見ていただくと、フルパラグラフの2つ目の「まず」と書かれているところですが、この指示があったか否かについては、この被申立人自身は、自転車連盟はそういう指示をしたと主張しているわけですが、申立人はそうじゃなくて、横風があったときのみに関する非常に限定的な場面での指示であって、一般的になんとかつぶしとかってものの指示ではなかったという主張がされていたということで、結局この主張が食い違って、前方で集団になって走るっていう指示があったかどうかについては客観的な証拠は存在しない。それから、先ほどのアタックつぶしの指示に、この選手が違反したという客観的な証拠も存在しないと。やっぱり、証拠を提出するのは処分をする側が証拠を提出すべきだというのがわれわれの基本的な考え方で、それがそういう証拠が出せなかったんだから、もうそれは規則に違反したという理由で処分をするというのは著しく合理性を欠くということで、その処分自体は有効ではないということで、結論的には、この決定は、本件処分は著しく合理性を欠くということで取り消されるべきである。この3のところを見ていただくと、そういう形で取り消されるべきだということを行っています。

ちなみに、この選手はこの翌日に伊豆大島で全日本選手権ロードレースというのが開かれたようですが、見事そこで勝ってリオデジャネイロオリンピックには出場されたようです。私は、この精神力はすごいなと思いました。前の日まで、こういう紛争で出れるかどうか分かんないっていう状況だったんですけど、勝って、すぐ出て、レースにも勝って実際オリンピックに出場されたということで、そういう意味では、われわれの判断は非

常に意味があったということになったということです。これが代表選考会についての事件です。

それから、次にAP20160065事案というのが資格停止に関するものであります。これもよくあるタイプの事件なんですけれども、これは、申立人はある大学の柔道部の部長だったんですけれども、その柔道部内で暴力事案が発生して、その部長がその暴力事案に責任があるということで全日本柔道連盟から1年間の会員登録停止の処分を受けたという事案であります。

その1枚目の第2の事案の概要と書かれてあるところを見ていただきますと、本件はA大学柔道部の上級生であった学生B、3年生が2015年12月1日、柔道部の下級生であった学生C、2年生に対し加療1カ月を要する顎(がく)部骨折の傷害を負わせ、この事件を契機に行われた本件大学による暴力事案等に関する調査を経て被申立人が2016年3月3日、本件柔道部の部長であった申立人に対し下記の理由により1年間の会員登録停止等の処分を行ったということであります。

下記のところに書かれてありますけれども、この柔道部では平成26年以降、上級生が下級生に暴力を振るったという事案が少なからず認められたということなんです、この平成27年11月、問題になったのはこの柔道部寮の自室に呼び集めた4年生に対してCを厳しく指導しろと、あたかも暴力的指導を容認するかのごとき言辞で同大学柔道部員の学生Cに対する指導方法を指示するなど、暴力の根絶に向けて柔道部員を監督すべき立場でありながら必要な監督を怠ったと。こういう行為、十分に学生を指導して、暴力行為は決してやっちゃいけないということを徹底させることができず、逆にむしろ暴力を推奨するというか、暴力をやってもやむを得ないんだみたいな形の指導をしていたということで、1年間の資格停止という処分に至ったということであります。

この仲裁パネルの判断は、この2枚目の表の第6本件スポーツ仲裁パネルの判断というところを見ていただきますと、そこの(1)のところの3行目ぐらいから書かれてあるのが、先ほど申し上げ

たスポーツ仲裁機構がこれまで作り上げてきたルール、スポーツ団体の決定に対してどういう姿勢で仲裁を行っていくかということを表したルールであります。それが括弧内で書かれてあることですが、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自立性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならないということで、まず第一義的にはやはりスポーツ連盟、スポーツ団体の判断、決定については一定の尊重をするということを前提にしています。しかし尊重をした上で、その次で、仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合。自分で決めた規則に反しているという場合。②規則には違反してないが著しく合理性を欠く場合。合理性を大きく欠くような決定である場合。③決定に至る手続きに瑕疵(かし)がある場合。その手続きが十分でないという場合。それから最後に④として、その規則自体、規則には従っているんだけど、その規則自体が法秩序に違反し、もしくは著しく合理性を欠く場合。これらの場合に限って、その判断を取り消すという、そういう考え方を取っているということであります。

われわれの決定は、これに従ってやっていくと。要するに自分が決めた規則にそもそも反している、あるいは、その規則自体が法律に反しているか著しく不合理な点があると。さらに、そのプロセスも問題で、手続きも十分なものではなかった。こういう場合に限って取り消すということであります。言い換えれば仲裁パネルはスポーツ団体に代わって判断をするわけではないと。自分がスポーツ団体だったらこんな判断はしないよなというふうに思ったからといって、その判断を取り消すわけではないということです。それは、一定の重みのあるものとして尊重をして、今のような著しい不合理等が認められた場合に初めて取り消すという考え方を取っているということです。

で、この仲裁パネルは本件事案にそれを当てはめたわけですが、かなり微妙な事案だったようで、

仲裁パネルも苦慮したというのが文言上表れていますが、まず手続きの瑕疵(かし)、これが2の2枚目の裏のあたりですが、2の争点2、手続きの瑕疵(かし)というのが問題にされていて、その柔道部の部長さんに十分な弁明の機会を与えなかったんじゃないかということが問題になっています。どうも、この手続きを見ると、やはり柔道連盟のほうも、ややこの手続きが十分でなかったような感じがすると。例えば、この3ページの3枚目の上の=イ=と書かれてあるところですが、処分の対象となる事実の告知に不足がある。どういことを問題にしているのかということが必ずしも明確に言われていなかったと。あるいは、資料の交付が懲戒委員会の前日であると。直前にその資料を交付していたと。で、申立人はそんなことだったので十分な弁明ができなかったと言っているわけですが、その主張は一定程度成り立つといことを言っていますね。本件において手続きに瑕疵(かし)がないとすることは違和感を覚えると。

ただ、その後、「もっとも」として、これらの事情を考慮しても、前月にも呼び出しを受けて、1回呼び出しを受けて、そのときに来なかったという事情があったみたいなんです、それは本来応じることはできたはずだとか、ある程度関係資料も受領して確認をされていて弁明書を作成しているとかですね。実質的に見れば何が問題になっていたかというのは、おおむね理解されていたんじゃないかということで、かなり微妙な事案で、結論のところ、手続きに瑕疵(かし)がないとは認められないものの結果的には主たる事項については弁明はされていると評価されるので、本件処分の決定に至る手続きに瑕疵(かし)があるといことで処分を取り消す必要までは認められないといことで、連盟側の判断をやはりそういう意味では尊重をしたといことです。

それから、処分の相当性、著しく合理性を欠くかどうかという点についても、これも、やはり若干の問題はあるといことは言っているんですが、やはり起こった事案が暴力事案であって、暴力を

根絶するといことの取り組みを進めていたプロセスで起きたことであるといことからすると、この1年間の資格停止というのは社会通念上著しく合理性を欠くとまでは言えないといふうに言っていて、結論的にはこの柔道連盟の決定を維持しています。取り消さなかったといことです。

最後に、4枚目ですか、最後のページの表のほうに仲裁パネル付言といのものが付いていまして、これは割合よくあるんですけども、仲裁としては結論は維持すると、決定は維持すると。でも、やっぱり問題はありますよといことをスポーツ団体側に指摘する際に、こういうことがよく使われます。本件は、先ほど申し上げた手続きに問題はやっぱりそれなりにあったといことですので、これは手続きをやる場合にはいろいろと注意してくださいといことを付言として指摘しています。

最後から2段落目を見ると、懲戒委員会の指摘者である被申立人、柔道連盟の理事は、お互い暴力は駄目だといことを理解しましょう。気付かなかった、でも気付いたのだから今後はこういうふうにしていきますといのがここの意味だと思いと述べていると。この人が述べているように、懲戒委員会の場合は単に制裁のための場ではなく、本件の場合であれば暴力根絶に向けての理解を深めるための場でもあるはずである。しかし、仲裁パネルとしては、懲戒委員会においては残念ながら、柔道連盟が申立人を一方的に糾弾している感が否めないといことで、こういうことを言って、やっぱりやり方に注意しましょうよといこと。これも、先ほどの法の支配といいますか、そういう考え方に基づいているわけでありまして、個別の紛争の解決としてはスポーツ団体の判断はぎりぎり維持できると。でも、やっぱりこれからはもう少し注意してくださいねといことをできればこういう形で表そうといことをやっているといことです。

最後もう1点、ドーピングの件ですが、これはさっき記者会見して大変だったとい事件ですがDP、DPってというのはドーピング仲裁とい意

味の番号ですけれども、2016年の001号です。事案は、自転車で国体の参加時にドーピングが検査で明らかになったということで、特にそういう意味で社会的な関心が大きかった事案ということになります。

これは、事案はやや複雑なんですけど、いわゆる非特定物質というのが、この選手が飲んでいたサプリメント、海外製のサプリメント ANAVITE (アナバイト) という物らしいんですが、そこから検出されたという事案です。最初は、そもそもこの物質が何から出たのかっていうのがよく分からなくて、誰にも分からなかったんですね。で、国内では、私もよく知りませんが、ちゃんとした検査機関がなくて、これはアメリカの検査機関に頼んだところ、このアナバイトというのが原因のサプリメントだということが明らかになって、かなり、ですから時間もかかっているんですね。で、費用も実はかかっているんですけども、そういう事案でした。

しかし、この選手が言っていたのは、この ANAVITE という物質はインターネットで購入したようですけれども、ちゃんと自分は調べたと。インターネットとかで「ANAVITE」「ドーピング」とかって検索をかけて出てこない。むしろ大丈夫だったという記事が幾つも出てきたと。それを調べてちゃんと自分は飲んだんだということを主張しています。それから、割合ずっと飲んでいて、以前飲んだときの競技会でもやっぱりドーピング検査を受けているんですが、そのときは陰性だったと、大丈夫だったと。だから、自分はこれはもう大丈夫なんだと信じ込んでいたということを主張していました。

で、このドーピングの場合には幾つかの段階があって、まず、そのドーピングを意図的に取ったかどうかということがまず問題になるということです。この事件、3枚目の真ん中にある第6本件スポーツ仲裁パネルの判断のまず1で、最初の争点は、この意図的でなかったかどうか。これは選手側が立証しなきゃいけないんですね。選手側が、自分が意図的に取ったものではないということ

立証するということが現在のアンチ・ドーピングルールではなっておりますので、意図的でなかったという主張をしなきゃいけないんですが、これは意図的でなかったという点については JADA のほうもあまり争っていないで、意図的でなかったというのはそうだろうと。

その次に問題になるのは、重大な過誤または過失がなかったということです。これは、まず意図的であったということになると、原則4年間の出場停止になるというのがルールになっています。で、意図的でなかったということは立証できて、しかし重大な過誤・過失があったということになると2年間の出場停止っていうのが原則になっています。重大な過誤・過失がなかったということまで立証できれば、あとは個別の過誤とかの状況によって2年以下、場合によっては出場停止なしの訓告というか、そういうような処分にとどめられる場合もあると、そういうルールになっています。

ここで重大な過誤・過失があったか、なかったかということが一つの大きな論点になったわけですが、先ほどのような事情で一応インターネットでちゃんと調べていて、これまでも陰性だったということがある。あるいは友人で同じようなものを飲んでいて人にも話をしている、「いや、大丈夫だよ」というふうに言われていたとか、そういう幾つかの事情があって、重大な過誤・過失とまでは言えないというのが仲裁パネルの判断です。

そこで、主たる争点としては、その裏にある争点3で過誤の程度、資格停止期間の短縮というのがここでの中心的な問題になりました。で、この結論は出場停止期間をかなり短縮して4カ月の資格停止にしました。4カ月というのは、その国体の競技時から4カ月ということで、実はこの仲裁判断が出た時点では、もうその4カ月は経過していたので、事実上は制裁はないという形で行われたわけです。

もちろん申立人の側は今のようなことから、そもそも資格停止に当たるようなことはしていないと、ちゃんと調べたというふうに言っていたわけです。その点はかなりこの仲裁パネルも重く見

たんですけれども、ただ、やっぱりこの申立人の選手の側にも問題はあったと。そもそも、ドーピングの指導としては、これは私もよく知りませんが、やっぱりそういうえたいの知れないサプリメントは取っちゃいけないと。特に海外の物をインターネットで買ったりしたら何が入っているか分からないというのが普通だという指導はかなりされていたと。それにもかかわらず、この人は十何種類のサプリメントを一遍に飲んでいたみたいなんですね。それ自体は非常に不用意なもの、そういう意味では過誤がやっぱりあったと言わざるを得ないということは認定されています。そういうような状況なので、出てきたのも非特定物質であるという、要するに競技能力をある程度向上させる程度が高いような物質であったということにも鑑みて4カ月ということにしたというのが、この決定であります。

先ほど申し上げた費用もかなりかかっているので、最後の結論のところ、本件サプリメント検査にかかる費用というのを言って、これについて結局これは申立人側が自分のいわば無実を証明するために検査してもらわないといけなくて、これは61万円かかったようなんですけれども、それを全部持っていたわけなんですけれども、それはさすがにかわいそうだろうということで、結局このANAVITEを検査した分については相手方、JADAのほうに持たせると。まあ5万6,000円ぐらいですけれどもね。結局60万円近く自己負担になっちゃったんですが、その部分についてはJADAの負担にするという形で解決をしたということでもあります。

以上が仲裁判断、だいたいこういう活動をしていますということなんです、最後にフェアプレーガイドラインについてもごく簡単に触れさせていただきますと、先ほど申し上げたように、このガイドラインというのは文部科学省からの委託事業で、仲裁機構が主宰した会議で作られたものであります。

このガイドラインの概要、一番最後のページにその協力者会議に参加した委員が出ているという

ことで、私はこの分科会の座長というのをやったのですけれども、実際上は先ほど申し上げた若手の弁護士さんがかなり活躍していただいて、実質的にはこの内容をスポーツ団体といろいろ協議をしながら、途中ではパブコメのように団体からも意見を聞いたりして作りました。

動機としては、やはり先ほど申し上げたように、われわれ仲裁機構から見てかなり紛争が起こるといのは、スポーツ団体のガバナンスに問題があるという認識はかねてから持っていたということがあります。それから、やはり東京オリンピック・パラリンピックに向けて、かなりの予算がこれから競技団体に投下されるということが想定される中、その競技団体のガバナンスが十分じゃないと、いろんなトラブルが発生する可能性がある。文部科学省としては、やはりそれをできるだけ予防したいということがあって、ガバナンスというものを強化していく必要があるのではないかと、認識があったということでもあります。そういう意味では、このガイドラインが対象としているのは、いわゆるNFであります。National Federationでありまして全国的な組織である以上は、これぐらいのガバナンスを確保してくださいという趣旨で作られたものであります。

具体的な内容は、この2ページ以下を見ていただくといろんな運営全般についてのものから、もう少し個別的なものまでいろんなものが掲げられています。私の印象は、ほとんどのものは当たり前じゃないかと、法律家から見ると、あるいは最近では企業とかもガバナンスというものを非常に言うようになってはいるんですが、企業のガバナンスというもののレベルからすれば、ある意味では初歩的な事項が並んでいると。ちゃんと計画を立てましょうねとか、法令を順守しましょうねとか、ある意味では当たり前のことが並んでいるわけなんですけれども、しかし、こういうのを明確にすることが非常に重要なんじゃないかということでもあります。

ちなみに、最初はこの名前もガバナンス・ガイドラインというのにしようということがあったん

ですが、スポーツ界の非常に強い反発がありました。ガバナンスという言葉に対して。なんかやっぱり監督されるっていうイメージが非常に強いんじゃないかと思えますね。特に法律家に監督されるっていうイメージが非常に強くて、かなりこれは拒否反応が強くて、なんとかスポーツ界の人たちにも受け入れてもらおうというので、フェアプレーなら、スポーツはみんなフェアプレーでやるんだから、これなら受け入れていただけるんじゃないかということで、組織運営におけるフェアプレーという、かなり苦心の産物だったんですが、ネーミングにして作ったということでもあります。

やはり、順守しているのは、まさにガバナンスと言えばガバナンスなんですけれども、その会議体の運営ですね。これは、最近の相撲協会にもいろいろ表れていますけれども、外部の有識者、外部委員みたいな人をちゃんと選出しているとか、多様なステークホルダー、これは特に選手のことを考えているわけなんですけれども、そのNFの運営に選手の代表、あるいは元選手でもいいでしょう、そういう選手の利害を反映できるような仕組みっていうのが必要ではないか。あるいは理事等の任期制限ということですね。これは、ほんとはなんか終身のような感じでやっている団体も結構あるようで、やっぱり再選はしてもいいけど10年までとか、70歳ぐらいになったらさすがに下りるといようなルールを作ってくださいとか、そういうようなこと。まあ3カ月に1回程度理事会を開きましょうとかですね。開いているっていう建前だったけれど実際には全然開かれたことはありません、みたいな理事会も結構あるようでもあります。

それから、4ページのあたりは具体的な業務運営、運営のルールを確保してもらいましょうということですね。理事、事務局長等の経済的利益の透明性というのは、これはいわゆる利益相反という、これも現実には理事がほかのことをやっていると、そこに流れたお金が実際には別のところに行っているとか、そういう利益相反で問題が起こるケースというのもよくあるので、そういうよう

なことが起こらないようにしてもらいましょう、それは外部の法律、会計の専門家のサポートというのを積極的に受け入れるというようなこと、あるいは監査の話とかが書かれています。

5ページの会計処理というのは、まさにそういうお金が流れたときに、通常の会計原則あるいは会計監査というものが行われる体制というのを整備してもらいましょうと。それから、5ページの5のところが懲罰、紛争解決ですね。このルールをしっかりとしよう、してもらう必要があるということでもあります。

6ページのeのところには、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項等を定めることという、ちゃんと外部のそういう紛争解決の仕組みも使ってもらおうということが必要でしょうということでもあります。それから、6で情報公開をやってもらおう。

それから、7ページの7のところでインテグリティというところで、アンチ・ドーピングあるいは不正行為ですね、八百長その他の不正行為の防止、差別の禁止、暴力の根絶、セクハラ・パワハラ禁止といったようなこと。それから、安全性の確保と。

それから、8ページで危機管理体制、不祥事発生時の対応というようなこともあらかじめしっかり準備をしておくリスク管理の体制というものを、これは企業等ではごく常識的になっていると思いますけれども、第三者委員会等を含めた危機管理体制をしっかりと取ってもらおうというようなこと。こういうようなガイドラインを作ったということです。

現在は、このガイドラインをどのように活用していくのかということが議論されています。今、考えられている仕組みの一つとしては、このガイドラインを順守しているかどうかということについて、専門家の認定みたいなものを受けるような制度を作ったらどうか。ちゃんとガバナンスができていない団体ですという認定をするような仕組みができないかと。さらには、その認定を受けていない団体でないとい定の利益を受けられないように

するシステムですね。予算とひも付けるという、ここはスポーツ団体は最も抵抗が激しいところなので一足飛びにそこには行かない。まあ、諸外国を見れば、しかし、割合そういうのは当たり前というか、こういう一定のルールを作って、それを満たしているところだけに予算を流すというシステムがされているようですけども、将来的には日本もそういうような形でこういうフェアプレーガイドラインのようなものを生かしていけるようなものを。

今のところは、ですから自分の振り返りといえますか、これでチェックポイントみたいな、表みたいなものを作って、それにチェックをしてもらって、自分たちの団体はどれぐらい、何点とかって。ほかの団体は平均何点みたいなので、自分たちのところはやっぱりちょっとできていませんねみたいなことで反省してもらって、少しずつ底上げをしていくという、今のところはそういう自己評価といえますか、そういうもので使われると。もう少し今それを先に進めていこうというような取り組みをしようとしていると。今、文科省の補助金でそういうのを受けて、少しやっているところであるということでもあります。

以上雑ばくなお話でしたが、お話は以上です。

## 質疑応答

坂：質問等々がありましたらお願いしたいと思います。

中村英仁：今日は、どうもありがとうございます。大変勉強になりました。私は商学部で授業を教えているのですが、必ずスポーツ法の話をしているのです。なぜか。仲裁の話もそうですが、先ほどからいろいろ議論になっている、まだスポーツ界に、法律・ルールオブローの意識の低さというのがあるからです。そこもなぜかという、それにももちろん理由があって、1980年代以前まではスポーツと経済が特に結び付くことはなく

て、基本的にはスポーツの世界にはスポーツ村のようなものあって、村社会の自治的ルールにしたがうのが1980年代以前までは当然でした。しかし、急に経済と組み合わせあって、その村に世の中の一般的な常識みたいなものが流れ込むようになった。そういう中で、村に100年前から出来上がっていた、例えばオリンピックでは100年ですが、その伝統に対して急に一般社会のルールが入ってきました。しかしその接続がうまくいかなくて、そうであるからこそ、それをいかに解決するかが非常に難しいと思います。だから現代では、法律的に解決できるというなら仲裁というのがあるだろう、といった話を学生にしています。

逆に、今後そういう流れがある中で、法律側のスポーツ界への入り方というか、関わり方としてどういうものがあるのかということをしお伺いしたいです。例えば、ガバナンスっていった場合に、今、法律的にこうしましょうよ、一般的に法律がこうだからこうですよという話もあるのですが、どちらかというやっぱりスポーツ界にまだないのは、常識といわれている、社会の常識といわれている規範がそもそもどういうふうに出ていって行くのかということです。その出来上がり方をそもそも教えてあげないと、このスポーツ側には出来上がり方が分からないわけですよ。じゃあそういうときに、例えば仲裁機構の活動あるいは法律家たちの活動としては、法律的にこうしましょうというテクニク論も大事ですが、そもそも規範というものはどうやって作るべきだということ伝えることはありますか。例えば仲裁側として、具体的なシンポジウムを開くとかかもしれませんけども、例えばそういう活動はできるのか。あるいはそういう活動をしようというビジョンとして持たれているのか。

あとは、いろいろ経済的な問題とか立場の低さの問題から、それは一般的な経済でもそうかもしれませんが、やはり、もっと簡単に相談できる仕組みがあったほうがいいと思っています。例えば、一般的な法律事務所であれば体験相談があって、無料でできるとか、あるいは1時間1万円ぐらい

できるとか、そういった仕組みがあります。それが仲裁でもあっていいと思うのです。しかしまだそこまで仲裁機構のサービスじゃないという意見もありましょう。そういう中で実際、仲裁機構のビジョンというのは、法律的にこういう知識を普及しましょうということと、加えていったいどの辺までを描かれることができるのか、逆に言ったら描くことができないのか。そういった点について、お話を伺いたいなと思います。

**山本：**それは大変興味深いお話で、私自身は紛争解決という面から、ある意味でいろんな世界とコネクしてアプローチを取って話をしたりすることはあるわけです。私の印象では、やっぱりこの法律とある意味では最も縁遠いっていうか、場合によっては敵対的な反応を示されるっていうのは、私はスポーツ界と医療界だと思っているんですね。お医者さんもそうなんです。お医者さんも法律家は基本的には敵だと思っているようなところがあります。われわれがいろいろアクセスして、弁護士と間をとりもってもなかなか非常に疎遠な感じが否めません。

**坂：**独自のそれぞれの事情、判断が。

**山本：**ええ、やっぱり独自の、今おっしゃったような村社会じゃないですけど、独自の世界観を持っていて、何で彼らが自分たちの価値観を押し付けてくるんだっていうやっぱり反発が非常に強い感じがして。ただ、もちろんそれはスポーツ界も医療界もそうですけれども、今の社会の大きな流れの中で、やっぱりこのままでは持たないと言いますか、このままではやっぱり受け入れられないっていう認識も一方で、そういう意味では変わらなければならないっていうこともかなり持たれているんだろうというふうに思っています。

われわれの活動は、ただ非常に難しいのは、先ほど申し上げたように今後、経営者の立場から言うと、お金もないし人もいないっていうところなので、なかなかそういう大規模なことではできない

のですけれども、シンポジウムというふうに言われましたが、年に1回われわれはスポーツ仲裁シンポジウムというのを開いていて、そこで、法律のルールはこうなっていますということではなくて、なぜこういうふうに考えていかなければならないのかっていうようなアプローチで、できるだけ多くのスポーツ団体の方々に来ていただいて行うシンポジウムというのを年1回やっております。

それから、先ほど、理解増進事業というふうに呼んでいますけれども、スポーツ界でわれわれに対する理解を進めてもらうために、国体に行ったりとか、スポーツ団体の会合など多くの人が集まるところに行ってスポーツ仲裁というのはこういうもんなんです。別に皆さんを支配しコントロールしようと思っていないわけではないんです、でもこうやったほうがうまくいきますよっていう、そういうような活動はそれなりに行っているんですけど、いかんせんスポーツ界というのは非常に広い世界なので、われわれがアプローチできるところというのはまだまだ十分じゃないと。おそらくは、この機構とかだけではなくて、もっとやはり弁護士の裾野が増えていくというのがわれわれは非常に重要だと。

**中村：**それは、そもそも、ということですか。

**山本：**そういうことです、ええ。だから、先ほど申し上げたように今まではほんとにスポーツ専門の弁護士というのは、ほんとにもう日本全国で、指で数えられるぐらいしかいなかったんですね。だから、そういう状況なので先ほどお話しした簡単に相談できるといっても、そもそも人がいないっていう状況だった。その裾野を広げていくっていうのもわれわれの役割じゃないかというふうに思っている。だから、そういう研究活動とかで、できるだけ若い人に関心を持ってもらおうと。法科大学院でいろいろ講演とかもやったりして、法律家の卵とかにもこういう世界があるんだよっていう、そこから広げていこうということはやっているんですけどね、まだなかなか十分ではない。

中村：もっとアプローチされるべき対象は、僕は例えば、やはり一番困ってる、今企業スポーツと言われている、企業が自社で選手を雇って、どういうふうに彼らを処遇していくかという点です。そこが結構、わたしは企業スポーツの専門家ですが、すごく問題になっています。例えば、今まで企業スポーツ選手というのは各競技では、オリンピックではプロ選手が認められてなかったのでアマチュア選手として扱われていました。しかし、今はオリンピックでもプロ選手が参加できるようになって、企業スポーツ選手もプロ化しています。

そうすると、どうなるかという、例えば企業スポーツ選手が企業に採用されているにもかかわらず芸能活動みたいな形でテレビに出たりします。それでは、そのときの報酬をどうするのかという問題がたとえばおきます。それは会社としても実は解決したいと思っています。しかし、そこに法律の専門家に、企業でも弁護士に必ずしも全部相談できるわけではありませんよね。そういうところで、例えばどのように解決しているかっていうと、有給取って...

岡本：有給休暇の手続きを取ってテレビに出演するということですか？

中村：そう、テレビに出てくださいと。さらに、報酬は受け取らないでください、ということ言う会社もあります。例えば、そのようなところにアプローチをされていくと、さっきJリーグとかプロ野球などフォローされているところはありましたが、中間的なポジションというか、100%のプロ、100%個人ではないようなエリアのところに入り込んでいただけると、すごくいいなと思っています。

山本：おっしゃるとおりで、われわれも特定仲裁というのを先ほどお話して、Jリーグとかプロ野球とかっていう例を挙げましたけれども、これまで申し立てがあったのは、どっちかっていうと

おっしゃる企業スポーツで、労働関係に近いような問題ですよ。これの申し立てというのはあって、でも結局相手が受けなくて成立しなかったということなんですけれども。確かに将来的には、われわれとしてはその部分をできるだけやっていくという、われわれの経営の面からもそうなんですけど、進めていくと。だから、そこにはやっぱり、弁護士が育つ必要はあるんだろうっていうふうには思っています。そこが、今そういう若い人たちが育ちつつあるので、そういう人たちがだんだん育って行って1つの事務所を構えていくとかということになっていくと、よりアクセスしやすい。それは企業側からも選手側からもアクセスしやすいようなことになっていくと、それが法律上の紛争の形を取り、われわれのところにも来るし、裁判所にも行くかもしれませんし、そしてルールができていくっていう、まだちょっとかなり先の話なわけですが。

中村：それで、ぜひ伺いたいのは、とはいえやはり、わたしは、まだ日本企業全体に労働者と企業との法律関係、契約の非常にあいまいなところ、終身雇用とかも含めて慣行と法律上の適用のあいまいさのようなものがあります。わたしはスポーツを研究している一方で、長時間労働とか、日本企業における男女格差とかの規範について調べたりするのですが、そもそもそこでもあいまいなのです。日本という独特の、グローバル化されてなかった経済環境の中で、こういう働き方がよいのですというのが戦後に出来上がりました。その後、そのままそれを継続している。でも、グローバル化してきて、あれ、やはりサービス残業はおかしいな、というよう、単純に法律的な問題じゃない可能性もあって、そういうものに対するアプローチというのは、法律サイドの人としてはどのようにできるのでしょうか。

山本：これが、私も紛争解決の専門家として、いろんな紛争類型でやっぱり一番驚くのは労働ですね。これは諸外国、例えばドイツとかフランスとか

に比べると、ドイツやフランスは労働専門の裁判所とかを持っていますけれども、労働事件の数っていうのを比べると日本は二桁少ないですね。

坂：訴えない？

山本：ええ。労働審判っていう制度を何年か前に作りまして、比較的簡略に解決できるような制度を作って。それは、よく使われていて司法制度を改革して大成功だっっていうふうにいわれているわけですけど、それでも全然ドイツとかフランスの件数は追いつかないという状況なんです。だから、紛争自体の掘り起こしとか、あるいは、それが表に出てくるような仕組み、それをどうやって作り上げていけるかっていうのが大きな課題で、それはおっしゃるように法律界全体の課題なんですけれども、いろいろな努力はされているとは思いますが、ご指摘のようになかなか。われわれが扱うにはあまりにも大き過ぎる問題ではあるんですけど。でも、その問題の一端は確かにわれわれのところにも来ているということだと思うんですよ。

中村：ありがとうございます。

岡本：それは、泣き寝入りをしているケースが多いということですか？

中村：そうですよ。

坂：まあ、日本ではですね。

山本：まあそういうことですね、結局は。

中村：私は泣き寝入りしません。

山本：もちろん、だから労働組合とかの問題も、結局は何らかの形で報復を受けるという、非常に不透明な形で報復を受けると。で、労働条件自体が非常に不透明な形になっているので、欧米はお

そらくもっと透明なシステムなので、報復を受けたとすれば報復を受けたことが分かると思うんですけど、日本はそれが明確にならないんだと思うんですね。非常にあいまいな、人事異動とかにしても非常にあいまいな形で行われるので、事実上の報復っていうのが結局はそうやって起こる。そうすると、やっぱりそれを恐れて表に紛争は出さない。それが、しかし、ほんとおっしゃるように、日本の労使慣行とか労働慣行全体の問題なんだろうと思いますね。

阿部武尊：研究対象がプロ野球の選手会、あと機構、球団側の労使交渉の関係の歴史を見ていく必要がある研究をしまして、今日のご発表のとおり、まさに法の支配っていうものがなかったりとか、一応ルールはあるんだけど、それ自体がどうかっていうのもあるし、そこの決まっている規則とか規定っていうものを運用されてなかったりとかも色々ありまして、フェアプレーガイドラインとかに当てはめたらもう結構、大変なことになるなというような感触を、印象を持っています。

山本：おっしゃるとおり、私はプロ野球とか大相撲とかにこれを当てはめてチェックしたらどうなるだろうと(笑)。

坂：されてはいないんですね。

山本：していません。向こうはやってくれないので、全然われわれはなんとも思っていないということなのです。

坂：プロ団体は対象外ということですか。

山本：いや、プロ自体を対象外にしているわけではありません。

坂：女子ゴルフは。

山本：それは入ってもらっているところもありま

すけれども。

坂：サッカーも。

山本：ええ、サッカーはなかなか厳しいですし、野球もだからそういうことなので、非常に難しいという状況です。

坂上康博：その相撲協会の場合は公益法人。

山本：公益財団法人ですね。

坂上：権限上は文科省が管理監督になるんですか。

山本：従来は、相撲は文科省になっていた、文化の一環だということで文科省の下に入っていたんですが、今は公益団体は全て内閣府のほうで公益の要件を満たしているかどうかを統括して判断するという仕組みになっていますので、一応傘下としては文科省を離れて内閣府の審査を受ける団体という位置付けにはなっているそうですけど。

坂上：このコントロールは、実際上は全然利いてないということですね。

山本：おっしゃるとおり、これはやっぱり団体が非常に多くて、かつ、内閣府は職員が非常に少ないので、このスポーツ仲裁機構も公益なんですけれども、時々一応見に来るんですけれども、やっぱり今までのように管轄している官庁がやっていると、かなり中身も分かって、他方でなれ合いもあったわけですが、中身が分からない人が来るので、実際上コントロールがうまく利いてるかという、かなり疑問はある感じはしますね。

坂上：なるほど。あと、基本的なことなんですけれども、スポーツ仲裁というのは合意による解決というシステムなので、実際上は相互の契約のようなもの、ということですか。

山本：ええ。

坂上：分からないのは、スポーツ仲裁機構が出した結論の拘束力がなにゆえ存在するのかということなんですけども。

山本：そこは難しい問題なんですけれども、基本的にはまず仲裁合意というのは、われわれとスポーツ団体、それから、われわれと選手の間で合意というか契約が行われるということですね。われわれとスポーツ団体の間の合意の内容として、われわれが出した判断には従いますという前提となる合意が一般的な形でされているということです。だから、もしそれを守らなければ、その団体はわれわれとの間で一種の契約違反的な形になるということなんです。でも、本当に守らなかった場合にどうなるかっていう究極の局面になると、じゃあ、われわれがその団体になんか、今度訴訟を起こそうとかいう話になるわけなんですけれども、それはおそらくあんまり誰も考えてなくて、そこはジェントルマンズ・アグリーメントというか、実際上やってもらえるだろうと。今までわれわれが出した仲裁判断でそれが守られなかったものは一つもありませんので、全部基本的には従ってますので、そこは一応そういう暗黙のものとして。

坂上：紳士協定的なもの。

山本：最終的にはですね。

坂上：分かりました。

岡本：日本スポーツ仲裁機構が取り扱う「スポーツ」の範囲についてお聞きいたします。これまでのお話をうかがうと、契約関係がある団体の競技種目が「スポーツ」の範囲となるのですが、国際的なコンペティションに国代表の組織をつくって出場しているという形式はいわゆる「近代スポーツ」以外の文化的な活動にもみられ、同じ

ような仕組みで紛争解決をしていくということが将来的には考えられるのではないのでしょうか。そのように考えると、スポーツ仲裁機構の扱う「スポーツ」の範囲が気になります。さらに、スポーツには競技レベルによるカテゴリー分けがありますが、たとえばアマチュアや学生スポーツであっても、参加者はみんな真剣に取り組んでいます。したがって、そのような真剣な取り組みの場には「もめ事」が生じます。学校代表の選抜であっても透明性をもったセレクションがなされなければ、不満をもつ生徒や学生は出るわけです。スポーツ仲裁機構では、競技レベルなどは取り扱うケースを決める際に考慮されるのでしょうか？

**山本：**それは非常に興味深いお話で、もともとわれわれの沿革は先ほどお話ししたようにJOCと日体協と障がい者スポーツとこの3団体が共通の研究会をつくって、その研究会の中で生まれたという経緯から、基本的にはその3つの団体の傘下にあるようなものが念頭に置かれています。でも、おっしゃるようにスポーツというものの定義が広がって、例えばアジア大会ではチェスが。

**岡本：**最近では、いわゆる「テレビゲーム」も「eスポーツ」という名称で正式なスポーツ種目として認められるようになってきています。チェスも「マインド・スポーツ」と呼ばれ、アジア競技大会には正式種目として組み込まれていますよね。

**山本：**そうすると、そういうチェスがスポーツかと。日本将棋連盟もひょっとしたらっていう、今のところ冗談では、われわれの内々ではそういうようなことも話をしていて、そちらのほうにはもちろんそういう紛争解決の仕組みが今のところなくて、将棋はこの間かなり大きな問題が、コンピューターのAIを使っていて出場停止になって、あれも非常に不透明な解決だなと見て思いましたけれど。あれもたぶん出ていくところがなかなかないんだろうと思います。ほんとはそういうのも今あったほうがいいということは確かだと思いま

す。ただ、われわれがそこに手を広げるかっていうと。

**岡本：**経営上の問題が大きく影響するということですね。

**山本：**もう今でも手いっぱいなのにみたいな。だから必要だという認識はあるけれども、そこまでというとなかなか、今のところは具体的な計画としては難しい。

それから、競技団体の中にもいろいろなものがあると。これもおっしゃるとおりで。

**岡本：**県レベルのケースは先ほどのお話の中に取りましたよね。

**山本：**そうなんです。われわれの今まで出した決定で、1つ面白かったのは。

**岡本：**大阪のケースですね。

**山本：**この杉山さんの論文の52ページの不利益処分の一覧の中に7のところの全日本空手道連盟と岸和田市空手道連盟、この2つを相手方にしたものがあって、実際にはこの岸和田の空手道連盟がそれに属していた選手を除名したという事件だったんですけども。でも、全日本空手道連盟、この全空連と言うんですか、これは自動応諾条項があるんです。だから、われわれのところにきてもらえるということで。でも、処分をしたのはこの全空連じゃなかったんですね。だから、これは却下になっているんです。相手方じゃないと。ほんとの相手はこの岸空連という岸和田だったんですけど、岸和田は、自分たちは合意をした覚えはないっていうふうに言われてですね。だから上部団体は2つぐらい上なんです。岸和田市があって大阪かなんかがあって、その上に全空連があるんですが、自分たちは自動応諾をしてないと言われて、これでしかし一番上の連盟があって、その下に大阪があって、全部その下にあるんだから合意

をしたのと同じだというので最初われわれはやろうとしたんですが、これは裁判所に訴えられて。合意がないのに勝手にやろうとしているみたいな訴えを裁判所に起こされて、裁判所はそれを認めちゃったんですね。で、結局この仲裁手続き終了というのは、もうしょうがないから、われわれはできなかつた。で、やめちゃったということなんです。

だから、そういう意味では、このほんとに傘下、ピラミッド組織になっているわけなんです。上のほうは自動応諾で押さえても、その下のほうまで押さえ切れなくて、こういう判決をされちゃうと、全部から自動応諾を取らないといけないということになっていて、今われわれの中ではこれは大問題になって、どうやればいいのかって。

**中村**：実際、結構裁判所の説明は合理的な説明なんですか。

**山本**：私、まあ法律家としてみれば、うん、確かにそうだなって。つまり、やっぱりこの合意っていうのは、さっき言ったみたいに仲裁の合意というのは明確なものでなければならぬ。これは裁判を受ける権利をいわば放棄させるものなので、裁判を受ける権利というのは憲法で保障されているものですから、明確な合意じゃなきゃいけないって、私は教室ではそういうふうに教えているんで。

で、上の団体がやったから下もそれに、上の団体の規則を順守するみたいな抽象的な規定は、下はそれぞれ持っているんですよ。それを根拠にしたんですけど、ちょっと弱い。確かにそれを言われるとちょっと弱いかもみたいな。でも、具体的にどうやれば、ほんとに何百と、空手だけでもそれは全国何百とかあるんだと思うんで、それを全部っていうのは非常に難しく。ちょっとこれは、だから今悩んでいるところですね。こういうのが知れ渡ると、みんな従ってくれなくなる恐れがあって。だから、なるべく上から指導してくださいということはあるんです。その下の

連盟にも同じような自動応諾の規則を作って、明確に作ってくれということはあるんですけども、なかなか普及してなくて。だから、そこは非常に大きな課題なんですよ、今。

ほんとはおっしゃるように、その下のところでもかなり紛争は実際問題としてはあるんだろうと。NFみたいなところだと大きな話にはなりますけれど、しかし下のほうでほんとにいろんな根深い紛争みたいなものがあるのだろうという想像はしているんですけど、なかなかそこは。だから、普及活動、啓蒙(けいもう)活動をかなりやっていますので、実際そういうのは今後かなり出てくる可能性はあって、その場合にはほんとにこの問題は非常に大きな問題になるという認識は、われわれは持っているということです。

**尾崎正峰**：興味深いお話、ありがとうございます。感想になってしまいますが、私たちの共同研究室が毎年刊行している『研究年報』の1998年版を見返してみますと、この頃、CAS判定のことを研究会での話題に取り上げ、今日お話いただいた千葉すずの問題も出しながら討議をして、スポーツ界における新たな動きとしてとらえていました。ただ、その当時も現在も同じですが、共同研究室のメンバーは社会学や歴史学などに軸足を置いており、法律を専門とするのは誰もいないため、細かな点まで掘り下げることができないままでした。その意味で、今回、法律の専門家としての観点からいろいろな点を教示していただいたと感じています。

**岡本**：CASに関してお聞きします。国境をまたいだ紛争についてはCASが現在のところ扱っているということになるのでしょうか。

**山本**：ええ、国際的な選手に関するような紛争についてはという、そういう感じですね。

**岡本**：外国人選手が日本で契約していて日本の組織と紛争が持ち上がるというケースは、日本ス

スポーツ仲裁機構の扱う範囲でしょうか？

山本：今のところは、管轄というかコンペテンス、分け方としては競技団体が国際的な団体なのか、日本の団体なのかという分け方です。だから、この間のロシアのドーピングの問題は、最終的な処分をしたのがIOCと、その傘下にあるIFだったわけですよね。で、IFがした処分については基本的にはCASが管轄を持つ。他方で、それぞれの国内のNFがしている処分なり裁定なりについては、基本的にはそれぞれの国内がやると、これが原則的なルール、管轄ルールだと思っているんですが。

ただ、先ほども言ったようにサッカーは少し違って、なぜか全部FIFAがCASに持っていきみたい、それでそれぞれのNF、日本サッカー連盟とかにもそういうことを、いわば押し付けているのでCASに全部なっちゃうということなんです。原則的な管轄はそうなんだと思っています。

岡本：以前にカヌーの競技会でみられた、禁止薬物を意図的に対戦相手の飲み物に混ぜていたというケースなどは、そのような不正を実施した者を処分するというような形式で、飲まされていた側の制裁はそれほどでもなかったように記憶しています。

山本：取り消されたわけですね。

岡本：このようなケースでは、海外の競技関係者からは、そんなに簡単に処分して事態を終わらせないでほしいという見解も出されます。その薬の効果の持続性であるとか、最初から組織的に仕組まれた不正である可能性も検討してほしいと。すなわち、薬物を飲ました側と飲まされた側が最初から組んで不正を働くという可能性です。そういうようなことさえも残念ながら現在ではあり得るわけですよね。そうした場合に、海外の組織や選手から、貴方たちの組織の決定はおかしくはありませんかという形式で国際的な紛争が生じ

る可能性も考えられますよね。

山本：なるほど。確かに、だから現状ある不服申し立ての仕組みは、アンチ・ドーピングの場合はアンチ・ドーピング機構のほうにJADAで、世界的にはWADAですけども、それが選手に対して処分をして、その処分に対して選手は不服申し立てをすると。それはうちなりCASなりに不服申し立てをすると。こういう基本的なスキームになっているので、処分をしなかったとか、あるいは処分を取り消して、つまり選手にとって有利な裁定がされた場合に、ライバルとか、あるいは第三者がそれに対して不服申し立てをするという仕組みが想定されてないんですよね、実は。だから、それは確かに今おっしゃったような例だと、場合によっては必要になってくるのかもしれないけれど、今のところはそこまで考えてないということなのかもしれないですね。確かに何があってもおかしくないっていうのは。

岡本：そうですね。最初から名乗り出るという前提で組織的に不正を行うという可能性は否定できません。

山本：あり得るかもしれないですね。

尾崎：スポーツ仲裁の結果が全て公開されていることは相当意味があると思いますが、1点だけ、全部匿名になっていますけれども、一定程度特定できる場合があるのではないのでしょうか。

山本：そうなんです。そこは、やっぱり非常に問題としてもともとあって、かなり、私、最初のころは知りませんが、全件公開にするっていうことについては、やりとりがあったみたいです。おっしゃるように事実上、特定されるということになると選手側が申し立てをするのをちゅうちょするというふうに働く、泣き寝入りを促進するというふうに働くのではないかという意見もかなり有力にあったというふう聞いています。ただ、やっ

ぱりその時点の判断としては、そういう懸念よりも先ほどの法の支配といいますか、これを全件公開することによってスポーツ界のいわば行動パターンを変えていこうという、そういう政策的配慮というか、そちらのほうを重視しようということで、こういう決断をしたということだと思えますね。だから、そこはほんとに難しい判断だったということなんです。

**尾崎：**最初の段階は個人が特定されるかどうかについて懸念されたと思いますけれども、今日、お話を聞いて、こうした形で何年も事案が積み重ねられてくることは、個人が特定されるということを超えて、法的、あるいは法律的な論理に基づく判断に関して、議論の経緯を含めて明らかになることも意味しており、非常に重要だと感じます。

**山本：**そう言っただけだと、非常にわれわれとしても安心しますが。

**尾崎：**1、2件しかない、かつて千葉選手に対して向けられたような個人攻撃的な事態が起こる可能性もあり得ますが、事案が積み重ねられることで、問題の所在や性格が多様になると同時に、判断が正当であることを多面的に検証する素材が集積されてきているのではないかと思います。

**山本：**ぜひ、そうあってほしいとわれわれとしては思っています。

**岡本：**最後にもう一点だけ。実際の法曹界への影響力も、これだけの事案を蓄積してこれられるのではないのでしょうか。

**山本：**ええ、それはあると思います。われわれのどうしても宿命として、具体的なケースが手元にないとなかなか研究も進まないし、これを自分の仕事としてやっていこうという思考にもなかなかならないので、先ほど申し上げた若い人たち、弁護士がスポーツに対して関心を持つようになって

きた一つの契機はやっぱり、こういう具体的な事件で、こういうときにこういう判断がされているんだよというのが、いろんなスポーツの分野でこういうことが起きているということは、そういう意味では彼らを勇気付けているというか、インセンティブになっているということはあるんじゃないかなというふうには思っていますけどね。

**岡本：**若い方が活躍できるマーケットとしても可能性が見えてきますよね。

**山本：**ええ、ぜひ。

**岡本：**医学の世界でもスポーツ整形やスポーツ外科を専門とする医師がこの20年で急激に増えました。この分野をうまくカテゴライズしてネーミングできると、そのようなビジネスが出てくる可能性が広がるかもしれません。

**山本：**ええ、それは期待したいです。

**岡本：**「スポーツ弁護士」と命名しましょうか。

**山本：**そう、スポーツ弁護士っていう、そうなんですよね。非常に熱心に、ほんとに東京でも大阪でも研究会を開いてやって、参加者もだいぶ増えてきているっていう話は聞いていますので。

**坂：**スポーツ法学界は、弁護士さんがかなり中心になってやってるっていうのはあるでしょう。

**山本：**ええ、だから、ぜひそういう裾野が広がっていけば、われわれとしても非常にやりやすくなっていくということです。

**坂：**ありがとうございます。お時間になりましたが、2020年に向けて関連することが増えていくだろうと思います。

**岡本：**スポーツ界における法律に関する問題も目

に触れる機会も増えるでしょう。

山本：われわれも一つの契機だと思っていますので、今熱心にいろいろ取り組んで。

坂：ぜひ、学内でもいろいろと連携をしていただけるとありがたいなど。学部生への授業なんかっというので取り上げたりはされないんですか。

山本：法学部でですか。

坂：ええ。

山本：あんまりそういう講義はそもそもないですね。

岡本：今後はぜひ実現してほしいですね。

中村：私、やっていますから。商学部で。

坂上：私も時々トピック的には出しますけれども。

坂：またいろいろ教えていただけるとありがたいです。

山本：私にできることであれば、それはいつでも言っていたらければ。

坂：今日はありがとうございました。

山本：どうも、勉強になりました。